

寺院が知りたい法律知識

少子高齢化や人口の流動化に伴い、宗教法人をとりまく環境は大きく変化し、従来の寺院運営が曲がり角に来ていることは、周知の事実です。経営的な発想を起こし、私たちはこれからも宗教法人を守っていかなければなりません。そのためには、宗教法人の世俗的事項「俗」の部分に関する知識と実践が不可欠です。今まで馴染まなかった事項かもしれません、これにより寺院の正確な現状分析や、将来に向けた寺院運営に、計画を立てることが容易になるでしょう。近年の税務調査の権限強化や情報開示の要請など、宗教法人に対する世間からの目は厳しくなっています。次号以降も連載してまいりますので、住職はもちろん、住職候補者や寺族の方々とも一緒に宗教法人法を理解し、寺院運営に役立てていただければ幸いです。



●宗教法人運営のための法律入門①

法人の分類

図①は法人の分類を表しています。私法人とは、個人の自由な意思に基づいて私的な目的を持って作られ、民法など私的な活動に関する私法に基づいて作られた法人のことです。

宗教法人は非営利法人の非営利「公益法人」に属します。非営利法人ですから営利を目的としません。余剰金が出ても、これを関係者に配分することを禁じております。かりに、今年は100万円の余剰金が出たから、100軒の信者に1万円ずつ配るということはできません。また、非営利「公益法人」ですから、不特定多数の人の利益のために事業をする法人です。日頃から宗教法人に出入りする方々の利益のためだけであってはなりません。他宗派の方や、宗教を信じない方にも目を向けなければなりません。

図① 私法人	公法人	国・地方公共団体(都道府県・市町村)・土地開業区など	
	営利法人	株式会社・有限会社など	
	非営利法人	非営利公益法人	中間法人・労働組合・協同組合など
		非営利公益法人	社団・財団・学校法人・宗教法人など

宗教法人の特色

日本国憲法は第二十条一項において、信教の自由を保障しています。この信教の自由の規定が、他の法人と違った宗教法人の特色の源泉となっています。

「信教の自由」とは

- ・どのような宗教を信じても自由であること
- ・どのような宗教を発表しても自由であること
- ・どのような宗教を宣伝しても自由であること
- ・どのような宗教行為をしても自由であること

信教の自由は、内心の自由や表現の自由などの自由権の中核をなすと言われています。これに基づいて宗教法人は図②のような特色を持っています。

図②

宗教法人の特色
社団と財団の双方の性格を持ち合わせている
認証制度を採用している
包括宗教法人と単位宗教法人の2種類が存在する

次号では、包括宗教法人と単位宗教法人を含めた宗教団体について触れたいと思います。

全日本仏教会顧問弁護士 長谷川 正浩 監修